

プラマークの表示に関して

ご承知の通り、資源有効利用促進法に基づき、各容器包装に識別マークの表示が義務付けられていますが経済産業省より保冷剤は、「容器」又は「包装」に該当しないものと判断されており、自主的にプラマークをしない・表示をしているものについては取り除くように指導がありました。

当社製品は、従来より法律に基づき、プラマークを表示しておりません。(OEM品は除く)当社製品を御利用のお客様、並びに関係者の方々に周知すべくご案内申し上げます。



尚、不用となった保冷剤などの鮮度保持剤は各自治体の分別収集に従って破棄していただくようお願い致します。



プラマークとは・・・容器包装リサイクル法に基づきリサイクルが円滑に行われるよう（消費者が容易に分別出し、市町村の分別収集を促進することを目的としています）に表示しているもので、「容器」「包装」にのみ適用されます。

参考Webページ

財団法人 日本容器包装リサイクル協会：<http://www.jcpra.or.jp/01horei/tsuti008.html>

経済産業省：http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/02/faq/answer_06.html#q14